

令和 8 年 7 月 2 日
総務部契約監理課長

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置及び インフレスライド条項の適用についてのお知らせ（令和 8 年 7 月改定版）

表記お知らせについて、「第 2 インフレスライド条項の運用について」の内容を改めましたのでお知らせします。

主な改定内容は、「2 適用対象工事」のうち「福知山市における公共労務単価の改定がなされた日の前に、契約を締結した工事であること。」の削除。及び「3 確認時期」項目の追記です。今後とも技能労働者への適切な賃金確保の推進について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

第 1 設計単価の運用に係る特例措置について

1 内容

2 に定める工事及び設計業務委託等（以下「工事等」という。）の受注者は、福知山市工事請負契約約款第 5 7 条又は福知山市設計業務等委託契約約款第 4 8 条の規定により、発注者に対し、新労務単価の適用以前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

2 適用対象工事等

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価により予定価格を積算しているもの。

3 特例措置の手続き

特例措置の手続きは下記のとおりとする。

（1）協議の請求

受注者は、特例措置に伴う契約変更協議の請求を、特例措置様式 1 号により行う。

（2）契約変更決定の通知

発注者は、適用対象であるかの確認をした後、新労務単価に基づく契約に変更することとする決定通知を特例措置様式 2 号により行う。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額＝（新労務単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格）
×当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

5 協議請求期限

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結後14日以内とする。

6 入札手続中の案件における入札参加者への周知

入札手続中の案件については、新旧どちらかの労務単価を使用したかがわかるよう明示することとする。

（記載例）

旧労務単価の場合

- ・金抜き設計書

「単価適用日 令和8年2月以前」

- ・現場説明書

「本工事の設計は、令和7年3月の公共工事設計労務単価を使用している。」

新労務単価の場合

- ・金抜き設計書

「単価適用日 令和8年3月」

- ・現場説明書

「本工事の設計は、令和8年3月の公共工事設計労務単価を使用している。」

7 請負代金額の変更による下請契約等へのお願い

請負代金額の変更に係る協議により変更契約することとなった工事等については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、下請負業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いします。

第2 インフレスライド条項の運用について

1 内容

2に定める工事の受注者は、福知山市工事請負契約約款第25条第6項（以下、「インフレスライド条項」という。）の規定により、発注者に対し、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

2 適用対象工事

インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とする。

- （1） 基準日において、残工期が2か月以上あること。
- （2） 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超えていること。

3 確認時期

発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、福知山市における公共工事労務単価改定がなされた時とする。

なお、その他予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合はその都度確認するものとする。

4 用語の定義

- （1） 請求日：受注者が請負代金額のスライド変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- （2） 基準日：スライド変更のため出来高を確認する日。請求日と同日とすることを基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。
- （3） 残工期：基準日から契約工期の終期日までの残工事期間。
なお、繰越承認について議会への上程を予定している場合は、その工期延期期間を残工事期間に考慮することができる。ただし、「4 スライド額の変更手続き」の「（5）スライド額の協議開始」以降の手続きは、繰越承認後とする。
- （4） スライド額：労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更額。
- （5） スライド額協議開始日：発注者と受注者がスライド額の協議を開始する日。

5 スライド変更の手続き

スライド変更の手続きは下記のとおりとする。

- （1） スライド協議の請求

受注者は、スライド協議の請求を、別紙様式1により行う。

請求に際しては、出来高数量が確認できる根拠資料（出来高数量総括表、出来高図面等）を併せて提出すること。

なお、基準日設定後に新たに公共工事設計労務単価が改定され、かつ、残工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

（2）スライド額協議開始日の通知

発注者は、技術労働者の処遇改善について配慮を促すとともに、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、受注者に別紙様式2により通知する。

スライド額協議開始日の通知は、請求日から7日以内に行う。

また、残工事を算定するために、基準日における工事の出来高を確認する。

基準日における出来高確認は、監督職員が行う。

残工事を算定は、「6 残工事を算定」に基づき行う。

（3）スライド額の算定

発注者は、「7 スライド額の算定」に基づきスライド額の算定を行う。

（4）スライド額の協議開始〔（2）において通知した日〕

1）スライド変更の対象となる場合

発注者は、スライド額を別紙様式3-1により受注者に対し協議を行う。

2）スライド変更の対象とならない場合

発注者は、別紙様式3-2により受注者に対し協議を行う。

（5）スライド額の確定

受注者は、スライド額に異存がない場合は、協議開始の日から14日以内に別紙様式3-1または3-2により発注者に対し回答を行う。

協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合、発注者は、契約約款第25条第7項の規定に基づき、スライド額を定めて受注者に通知する。

6 残工事を算定

（1）基準日における残工事は、設計数量から出来高部分に相応する数量を控除して算出する。

出来高数量の確認は、受注者が作成した出来高数量総括表に対応して行う。

（2）現場搬入材料についても、出来高数量として取り扱う。

なお、近隣のストックヤード等で在庫確認が出来る材料についても、出来高数量として取り扱う。

（3）工場製作品についても、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来高数量として取り扱う。

（4）基準日までに変更契約を行っていないが指示書等により先行指示されている設計数量においても、基準日以降の残工事はスライドの対象とする。

（5）基準日以降の新工種および追加工事は、残工事に含めないものとする。

- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、出来高部分に含めるものとする。

7 スライド額の算定

- (1) スライド額は、基準日における残工事の請負代金額の単価変動による増額のうち、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) スライド額は、次式により算出する。

$$S = P2 - P1 - (P1 \times 1/100)$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額（変動前残工事額）

P2 : 基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出したP1に相当する額（変動後残工事額）

P1及びP2は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。

$$P = \text{発注者積算額} \times \text{落札率}$$

- (3) スライド額は、歩掛の変更については考慮しない。

- (4) その他

スライド額算定に用いる資材単価等については、基準日における単価に置き換える。

なお、特別単価調査又は見積価格を採用した単価等で、価格の再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、この限りでない。

8 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、原則として精算変更時点で行うものとする。

追加工事および新工種がある場合は、スライド額確定後に追加する。

9 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約約款第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更と、本通知によるスライドを併用して請求することができる。
- (2) 本通知に基づく請負代金額の変更と、契約約款第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を併用して請求することができる。

10 請負代金額の変更による下請契約等へのお願い

請負代金額の変更に係る協議により変更契約することとなった工事については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、下請負業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いします。